

【z220】医療職給料表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	二級十五号給
	短大三卒	二級九号給
看護師	短大三卒	二級九号給
	短大二卒	二級五号給
准看護師	准看護師養成所卒	一級五号給

- 1 保健師助産師看護師法第二十一条第四号に該当する看護師のうち、准看護師の業務に従事した経験が三年以上であることをもって同号に該当することとなる職員については、初任給欄に掲げる号給を「二級十三号給」とする。
- 2 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、医療職給料表(三)級別資格基準表の備考1に定めるところによる。
- 3 この表の適用を受ける職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、それぞれ免許取得後の経験年数とする。
- 4 国家試験に合格して保健師、助産師又は看護師となつた者について、他の職員との均衡上特に必要がある場合は、この表に掲げる号給にかかわらず、国家試験合格後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所又は助産師養成所の修業年数を考慮して初任給を調整することができる。